

## 第103号議案

### 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 概要

複雑・高度化する行政課題への対応が求められている中、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する人材を活用するため、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づく任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する制度を導入する。

#### 2 改正内容

制度の導入に伴い、一般職の任期付職員の採用に関する条例を改正し、特定任期付職員の採用の要件および給与の特例について定める。

特定任期付職員採用制度	
採用事由	高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合
任期上限	5年
勤務形態	フルタイム
選考権限	任命権者 (人事委員会による承認)
給与	<ul style="list-style-type: none"><li>原則として、号給別基準職務表に従い、特定任期付職員給料表に掲げる号給のいずれかに決定する。</li><li>昇格・昇給は実施しない。</li><li>諸手当は原則支給されるが、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当および義務教育等教員特別手当は支給されない。</li></ul>

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

(特定任期付職員の採用に関する準備行為に関する規定は公布の日施行)

新旧対照表

○一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例

改正後	改正前
<p><u>一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例</u> (趣旨)</p>	<p><u>一般職の任期付職員の採用に関する条例</u> (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第1項および第2項、第4条、第6条第2項ならびに第7条第1項および第2項ならびに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用および任期を定めて採用された職員の給与の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (任期を定めた採用)</p>	<p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第2項、第4条、第6条第2項ならびに第7条第1項および第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (任期を定めた採用)</p>
<p>第2条 <u>任命権者は、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u></p>	<p>第2条</p>
<p>2 <u>任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u> (第1号から第4号まで省略) (任期の更新)</p>	<p>任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。 (第1号から第4号まで省略) (任期の更新)</p>
<p>第3条 任命権者は、<u>第2条各項または第2条の2各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。</u> (給与に関する特例)</p>	<p>第3条 任命権者は、<u>第2条または第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。</u></p>
<p>第4条 <u>第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用</u></p>	

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験または識見の度ならびにその者が従事する業務の困難および重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）または同表8号俸の額に相当する額とすることができる。</p> <p>4 第2項の規定による号給の格付けおよび前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 （特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号。以下「給与条例」という。）第3条、第18条の3第1項および第2項、第18条の4第1項、第20条、第21条第2項ならびに第21条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例および一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成19年品川区条例第41号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の3第1項および第2項ならびに第18条の4第1項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例および任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第21条第2項ただし書中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与</p>	

改正後	改正前								
<p>条例第21条の4第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の135」とあるのは「<u>特定任期付職員にあつては100分の92.5</u>」とする。</p> <p>(給与条例の適用除外)</p>	<p>(職員給与に関する条例の適用除外)</p>								
<p>第6条 <u>給与条例第5条、第6条、第9条から第11条までおよび第11条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u></p>	<p>第4条</p>								
<p>2 <u>給与条例第6条第2項の規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</u></p> <p>(特別区人事委員会規則への委任)</p>	<p>職員給与に関する条例(昭和26年品川区条例第17号)第6条第2項の規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> <p>(特別区人事委員会規則への委任)</p>								
<p>第7条 <u>第2条各項または第2条の2各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準ならびに採用、退職、任期の更新等に関する手続ならびに第2条第2項または第2条の2各項の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級および号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。</u></p>	<p>第5条 <u>第2条および第2条の2の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準ならびに採用、退職、任期の更新等に関する手続ならびに任期付職員の職務の級および号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。</u></p>								
<p>付 則</p> <p>1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p>									
<p>2 <u>改正後の第2条第1項の規定による職員の採用に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。</u></p>									
<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" data-bbox="152 1238 472 1426"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>392,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>433,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	392,000	2	433,000	
号給	給料月額								
	円								
1	392,000								
2	433,000								

改正後		改正前
<u>3</u>	<u>483,000</u>	
<u>4</u>	<u>544,000</u>	
<u>5</u>	<u>614,000</u>	
<u>6</u>	<u>697,000</u>	
<u>7</u>	<u>789,000</u>	
別表第2（第4条関係）		
号給別基準職務表		
号給	基準となる職務	
<u>1</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	
<u>2</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	
<u>3</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	
<u>4</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	
<u>5</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務	
<u>6</u>	極めて高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特	

改正後		改正前
	<u>に困難で重要な職務</u>	
<u>7</u>	<u>極めて高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務</u>	